

市之川公民館だより 令和5年10月号 (No.598号)

〒793-0037 西条市市之川6678-1 市之川地区人口「8月末現在」
 Tel・Fax (0897) 56-3300 人口 9人(男4人・女5人)
 eメール ichinokawa-k@saijo-city.jp 世帯数 6世帯
 ※ 西条市市之川公民館だよりで検索するとカラー版がご覧になれます。

10月 神無月 (かなづき)

朝夕と涼しくなってきました。皆さん、いかがお過ごしでしょうか。
 今年は7月から9月中旬にかけて暑さや天候不順もあってか来館者がほとんどありませんでした。10月は秋晴れの日が続き、多くの来館者が来ることを願うばかりです。
 また、公民館では10月以降に女性学級などを計画しております。ご参加のほど、よろしくお祈りいたします。



3年前から公民館に生えてたケイトウ3種類。昨年より多くの花が咲きました。

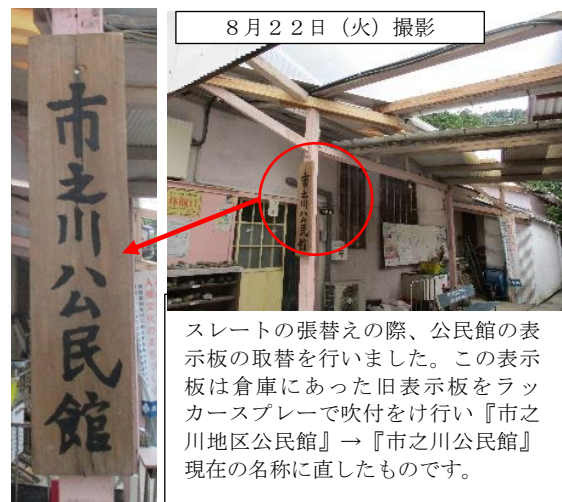
《10月の行事予定》

日	曜	行事・時刻・場所
9	月	祝 スポーツの日
14	土	からおけ会 10:00～ 集会室
28	土	からおけ会 10:00～ 集会室



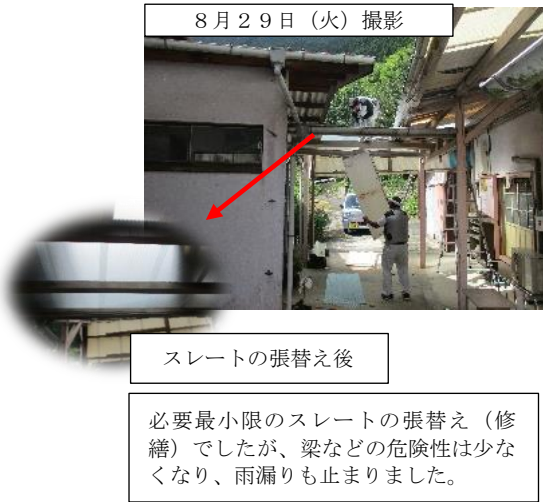
※ 事務所と鉱山資料室の間の修繕 (スレートの張替え)

8月21日(月)・29日(火)の2日間でスレートの張替え等を行っていただきました。



8月22日(火)撮影

スレートの張替えの際、公民館の表示板の取替を行いました。この表示板は倉庫にあった旧表示板をラッカースプレーで吹付けを行い『市之川地区公民館』→『市之川公民館』現在の名称に直したものです。



8月29日(火)撮影

スレートの張替え後

必要最小限のスレートの張替え(修繕)でしたが、梁などの危険性は少なくなり、雨漏りも止まりました。

※ 市道武丈丸野線等の草刈り【8月下旬～9月上旬】

道路愛護団体による市道武丈丸野線の草刈り。8月は雨が多かったこともあり、草がかなり茂っていました。雨が多い時期の草刈りでしたが、無事終わることができました。皆さん暑い中、ご苦労様でした。

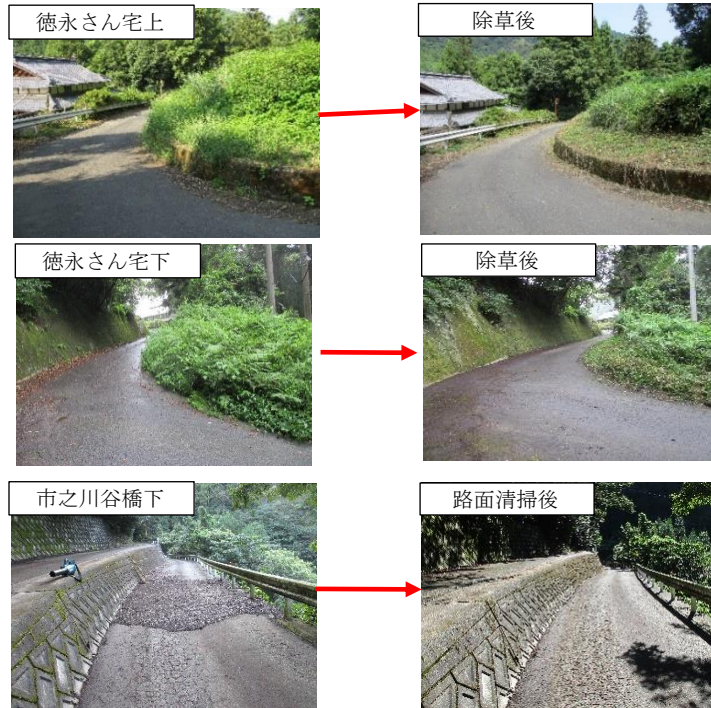
9月9日(土)撮影



※ 西条市社会福祉協議会市之川支部から

9月3日(日)～8日(金)社会福祉協議会市之川支部では、部分的ではありますが、市道等の草刈りや路面清掃を行いました。

『公民館の花』
9月になり、様々な花が咲いています。



胡蝶蘭
春先に頂いたものを植替えしたところ開花いたしました。

オクラの花
花壇に植えたところ黄色の花が次々と咲いています。猿が嫌う植物と聞いております。

ゼラニウム
昨年に挿し木をしたものです。

トレニア
昨年買った花ですが、種がこぼれ自然に咲きました。

※ 名古屋ミネラルショー（鉱物の展示即売会）

8月25日（金）～27日（日）名古屋市内で開催されたミネラルショーへ行ってきました。開館の1時間以上前に到着。すでに長蛇の列。開館と同時に、バーゲンセール状態。鉱物コレクターのパワーを感じさせられました。会場内には多くの種類の鉱物が販売されており、安価なものから高価（200万円以上）ものまで見る目を楽しませてくれました。写真撮影は叶わなかったものの『市之川産の輝安鉱』も販売されておりました。公民館に展示している輝安鉱の1/3サイズ以下のものが12万～50万円で販売。高価なため手が届きません。結局3日間、会場を歩き回り数種類の鉱物を購入しました。この鉱物については鉱物展を開催する機会がありましたら、紹介したいと考えております。27日は鉱物鑑定検定の8級・7級を受けてきました。本など資料持ち込み可であったこともあり、合格することができました。次は6級ですが、ここからはかなり難しくなります。鉱物の化学組織や結晶形態を覚えなくてはなりません。まさか還暦を過ぎて高校の化学を復習するようになるとは夢にも思いませんでした。3級からの『鉱物鑑定士』までは程遠い道のりですが、ひとつでも上の級を目指していきたいと考えております。

会場 吹上ホール（名古屋中小企業振興会館）



会場入り口
『パンフレット』



水晶ジオード（晶洞） 主な産地モロッコ等



水晶ジオードとは球状やそれに近い状態で自然にできる水晶の塊。ジオードは内側が空洞になっており、割って中を割ってみないと何が分かるません20個ほど購入しました。鉱物に少しでも興味を持っていただくことを目的に、11月開催予定の飯岡公民館文化祭でジオード割り『ジオードクラッキング体験』を開催する予定です。



名古屋の百貨店で念願でありました、短波鉱物観察用UVライトを購入することができました。数日前に国内で初めて販売されたそうです。（蛍光鉱物観察用）

2023年9月10日

～毎月10日は人権を考える日～

「認知症基本法」について

高齢化の進展

総務省統計局から公表された「総人口に占める高齢者人口の割合の推移」をみると、高齢者（65歳以上）の割合は1950年（4.9%）以降一貫して上昇が続いており、1985年に10%、2005年に20%を超え、2022年は29.1%となりました。

認知症患者数を国際比較してみると、人口1000人当たりOECD加盟国平均で14.7人に対して、我が国は加盟国中最多の23.3人です。日本の場合、人口100人に2人以上は認知症患者がいるという計算になります。

法の目的と基本理念

このように急速に高齢化が進む中、我が国では認知症の方が希望を持って暮らせるように、国や自治体の取組を定めた「認知症基本法」が国会で今年6月に成立しました。

高齢者ほど認知症を発症する割合は高くなるので、国ごとの人口当たりの認知症患者の多い少ないは、高齢化の進展度と相関関係にあり、今後の増加も容易に予想できます。

認知症基本法の目的は、「認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の方を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することです。

また、次のような認知症施策の基本理念が書かれています。まず始めに、「全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。」こと。次に「国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。」こと。その次に「認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。」ことなどです。

尊厳をもって暮らし続けられるように

ここで、認知症の方へどう接するべきなのか考えてみたいと思います。皆さんはどんなことを思い浮かべるでしょう。「認知症だから何もわからない」などと決めつけることなく、一人ひとりの多様性を認め合い、全ての人々が健康状態や年齢に関わらず、社会を構成する一員として尊重され、大切にされることが重要です。認知症の方も含めた高齢者は長年培ってきた貴重な知識や経験をお持ちで、それを活かすことで社会に貢献できます。家庭・地域・職場等の日常生活において、だれもが存在感、充実感を得られるような取組が求められます。手助けが必要となった状態であっても、人としての誇りをもって、地域で安心して暮らし続けられるように、正しく理解し、地域の人々で支え合う体制づくりを進めることが急務です。



厚生労働省 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について

※『生活の中での困りごとは西条市地域包括支援センター西条南部へ』

西条市地域包括支援センターは高齢者の相談窓口です。高齢者の皆さまが、地域でいつまでも安心して住み続けられるよう介護・福祉・健康等、様々な面からサポートを行います。「近所の〇〇さん、最近顔を見てないな…」「健康のために何か始めたい!!」「介護が必要になったらどうしよう」など、まずはお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ】

・西条市地域包括支援センター西条南部

電話番号 55-0630

・市之川公民館

公民館から支援センターにお繋ぎすることもできます。

◆公民館は西条市地域包括支援センターと連携しています◆

西条市地域包括支援センター



西条市人権教育協議会

西条市人権擁護課